

令和7年度 十日町市立 下条小学校 いじめ防止基本方針

いじめの定義

「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われているものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものと定義する。

いじめ類似行為の定義

「いじめ類似行為」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われているものを含む。）であって、当該児童等が当該行為を知ったときに心身の苦痛を感じる蓋然性の高いものと定義する。

○ 基本的な方向

当校のいじめ防止基本方針（以下基本方針）は、国のいじめ防止対策推進法に則り、いじめほどの子にも、どの学級にも起こる可能性があることを踏まえ、学校の教育活動全体を通じて、すべての児童に「いじめは絶対に許されない」ことの理解を促していくことを土台とするものである。「学びや成長を実感し、誰もが認め合える日常生活」「いじめに関する確実な実態把握による早期発見」「即時対応と確実な事後把握」を柱にし、いじめ防止並びに起きた場合の解消に向け、組織的に取り組む。

I 未然防止

○ 「学びや成長を実感し、誰もが認め合える日常生活」

- ① 分かりやすい授業（児童一人一人を大切にした授業づくり、学習指導の充実）
- ② 主体的に参加できるような授業づくり
- ③ 絆づくり、居場所づくり（自己有用感を高める工夫）、異校種間・異学年の交流を進める。
- ④ いじめに対する正確な知識を伝え、その知識をもとに正しく行動できるようにする。
- ⑤ 普段からの子どもの見とり（少しの変化も見逃さない）
- ⑥ メディアリテラシーを身に付けるための講演会などの実施
- ⑦ 豊かな情操を養う取組（道徳教育と「人権教育、同和教育」の充実、読書活動、体験活動等）
- ⑧ 児童の主体性を伸ばす（児童会活動、学級活動の工夫）
- ⑨ 規則を尊重する態度の育成（生徒指導の充実）
- ⑩ 情報交換が円滑に行われる職員集団

II 早期発見

- 下記内容を確実にを行い、いじめに関する情報を的確に実態把握する。
 - ① 普段からの見とりによる、変化の発見
 - ② 児童及び保護者等からの情報の確実な受け止め
 - ③ 児童や保護者が心を開き、相談できるような人間関係づくり。
 - ④ 児童対象のいじめや学校生活についてのアンケート調査（毎月第2・4木曜日）、
QU調査（6月・11月）
 - ⑤ 保護者対象のいじめアンケート調査（6月、11月、随時）
 - ⑥ 児童対象の教育相談（各種調査後、随時）
 - ⑦ 職員の情報交換（毎週木曜15時40分から）
 - ⑧ スクールカウンセラーや教育相談員との連携
 - ⑨ いじめ防止に関する教職員の資質向上

III 即時対応

- いじめに関わる相談を受けたときには、速やかに管理職に報告し、その指示のもと組織的に的確に事実把握を行い、早期解消に努める。
 - ① 速やかに事実を確認する。
 - ② 当該情報を基に、組織としての対応策を協議して、職員の共通理解を図る。
 - ③ いじめられている児童の保護。必要に応じ、別室の確保や関係機関からの支援を受ける。
 - ④ いじめを行った児童への継続的指導
 - ⑤ いじめを受けた児童の保護者への対応（家庭訪問等を行い、事実関係と当面の対応を説明し、今後の学校との連携についての保護者の意思を確認する。）
 - ⑥ いじめをしている児童の保護者への対応（いじめの報告をし、学校との連携を継続的に行う。）
 - ⑥ いじめを見ていた児童への指導（いじめを止めることはできなくても、誰かに知らせる勇気をもつよう指導する。）
 - ⑦ その他の児童に対しての指導（関係する児童のプライバシーに配慮し、説明や指導を行う。）

IV 重大事態への対応

重大事態とは

- いじめにより本校に在籍する児童の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき。（児童が自殺を企図した場合、身体に重大な傷害を負った場合、金品等に重大な被害を被った場合、精神性の疾患を発症した場合等を想定する。）
- いじめにより本校に在籍する児童が、相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき。（相当な期間とは、年間30日を目安とするが、児童が一定期間、連続して欠席しているような場合には、重大事態の可能性を想定する。）
- その他、市教育委員会が重大事態と判断する場合。

★ 発見者は、速やかに管理職に報告する。

生命または、心身に重大な被害が生じている場合は、その場を離れず対応し、他の職員が現場に急行できるように何らかの連絡の手段をとる。

★ 管理職の指示のもと、組織的に対応する。

★ 管理職は、市教育委員会へ報告し、その事案の調査を行う主体等について指導・助言を受ける。

V 重大事態発生時の対応

○ 市教育委員会に報告し、その事案の調査を行う主体等について指導・助言を受ける。

① 学校が調査主体となった場合の対応

ア 「いじめ防止等の対策のための組織」を母体としつつ、当該事案の性質に応じて専門家を加えた組織による調査の体制を整える。

イ 組織による事実関係を明確にするための調査を実施する。

ウ いじめを受けた児童及びその保護者に対して情報を適切に提供する。

エ 調査結果を市教育委員会に報告する。

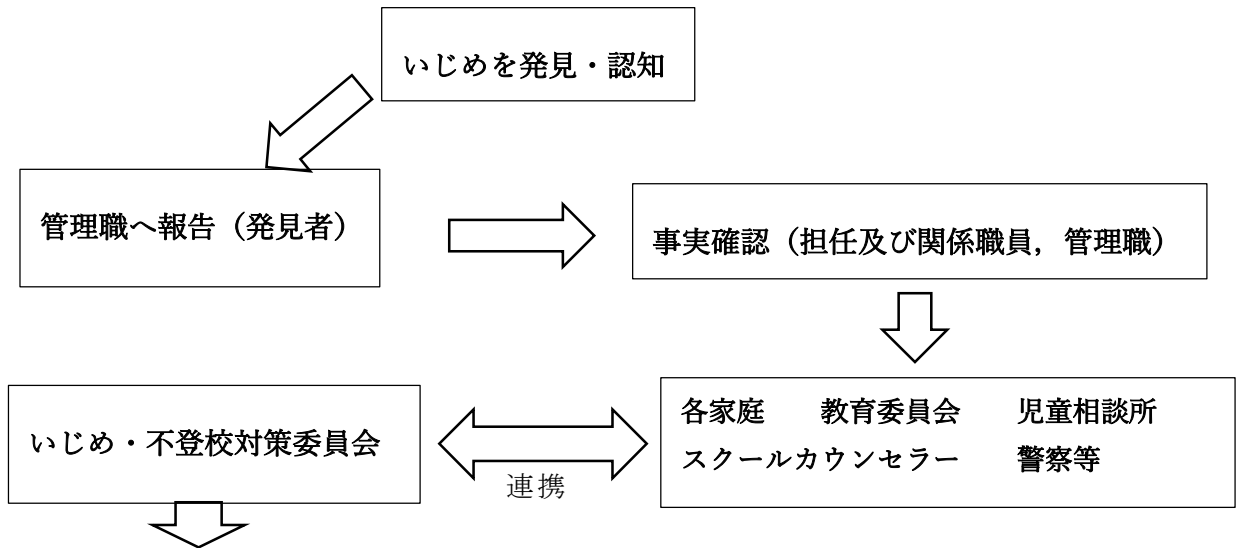
オ 市教育委員会の指導・助言を受けながら必要な措置をとる。

② 学校の設置者が調査主体となった場合

設置者の調査組織に必要な資料の提出など、調査に協力する。

児童や保護者から「いじめられて重大事態に至った」という申立てがあったときは、その時点で学校が「いじめの結果ではない」あるいは、「重大事態ではない」と考えたとしても、重大事態が発生したものとして報告・調査等に当たる。

いじめ発生時の措置（フローチャート）



- ・当該情報を基に，委員会としての対応策を協議し，職員の共通理解を図る。
- ・いじめをやめさせ，いじめを受けた児童を確実に守って保護する。
- ・別室の確保や関係機関からの支援を受ける。
- ・犯罪行為として取り扱われるべき重大事案については，市教育委員会及び警察等と連携して対処する。

学校体制で組織的に対応・指導・被害児童を守る（全職員）

いじめを受けた児童の保護者に対して

- ・家庭訪問等を行い，事実関係と当面の対応を説明する。
- ・今後の学校の対応について保護者の意志を確認する。

いじめを行った児童とその保護者に対して

- ・いじめは人格を傷つける行為であることを理解させ，自らの行為の責任を自覚させる。
- ・不満やストレスがあってもいじめに向かわない力を育むよう指導する。
- ・その保護者に対して学校との連携を継続的に行うよう助言する。

いじめを見ていた児童及びその他の児童に対して

- ・自分の問題として捉えさせるとともに，いじめを止めることはできなくても，誰かに知らせる勇気をもつよう指導する。
- ・学級指導，全校集会等において当該事案の説明と指導を行う。その際，関係する児童とその保護者のプライバシー保護に配慮する。

いじめに関係する保護者に対して

- ・関係する情報と学校の対応を説明する。

